

野島・三田尻定期航路通学定期運賃補助要綱

昭和57年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、離島振興対策として学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に在学する防府市野島出身の生徒（以下「生徒」という。）に対し、有限会社野島海運の野島・三田尻定期航路の高等学校等に在学する生徒の通学定期の運賃（以下「運賃」という。）を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者の資格)

第2条 補助金の交付を受ける者は、有限会社野島海運の野島・三田尻定期航路の通学定期を利用する高等学校等に在学する生徒の保護者で市税を滞納していない者であること。

(補助金の額及び対象期間)

第3条 補助金の額は、通学定期の運賃全額とする。補助対象期間は、4～6月、7～9月、10～12月及び1～3月の年4回とし、高等学校等在学中の3年間を上限とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、野島・三田尻定期航路通学定期運賃補助申請書（様式第1号）に有限会社野島海運が発行する定期券購入証明書を添付のうえ市長へ提出しなければならない。

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助を決定し、その旨を野島・三田尻定期航路通学定期運賃補助決定通知書（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する

ものとする。

(交付の取消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) 定期券の有効期限内に購入費の払戻しを受けたとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、当該申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

野島・三田尻定期航路通学定期運賃補助申請書

(宛先) 防府市長

| 申請者 | |
|-----------|--|
| 住所 | |
| 保護者 氏名 | |

年度において、下記のとおり野島・三田尻定期航路通学定期運賃補助金の交付を受けたいので申請します。

記

| | | |
|--------|----|---|
| 生徒 | 学校 | |
| | 氏名 | |
| 定期券購入額 | 金 | 円 |
| 補助金申請額 | 金 | 円 |

※添付書類 定期券購入証明書

補助の交付決定にあたり、私を含む当該生徒の保護者全員の市税の納付状況を調査することに同意します。

申請者氏名 _____

様式第 2 号

第 号
年 月 日

様

防府市長



年 月 日付けで申請のあった野島・三田尻定期航路通学定期
運賃補助金について、野島・三田尻定期航路通学定期運賃補助要綱第 5 条の規
定により交付する。

記

- 1 補助金交付決定額
- 2 補助金交付期間